**認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書**

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明に関する申請書）

令和　　年　　月　　日

（あて先）三鷹市長

住 所

電話番号

メールアドレス

申請者氏名

（※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３３項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

２．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）

・本店所在地

３．設立する会社の資本額　　　　　　万円 （会社の場合）

４．事業の業種、内容

　　・業種

　　・内容

５．事業の開始時期　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　※２～５は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載して

ください。すでに事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

証明日　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三鷹市長　河　村　　孝

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限　令和　　年　　月　　日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社

を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和７年３月３日

三　鷹　市

　特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

１．会社※１設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の０．７％の登録免許税が０．３５％に軽減（株式会社の最低税額１５万円の場合は７．５万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）されます。

（２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）三鷹市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

２．創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）三鷹市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

３．日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（２）三鷹市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

４．証明を受けた方に証明書の使用方法などについて後日調査を行いますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

三鷹市生活環境部生活経済課

商工労政係　創業支援担当

電話：0422-29-9615

メール：keizai@city.mitaka.lg.jp

**認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書**

記入例

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明に関する申請書）

支援を受けた個人の申請です。法人の住所等は記入しません。

年　　月　　日

（あて先）三鷹市長

住 所　　　三鷹市〇〇〇●－●－●

電話番号 　　 0422－〇〇－〇〇〇〇

申請者氏名　　　三鷹　たろう　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３３項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

支援を受けた期間は、

1か月以上である必要があります。

　　まちづくり三鷹のコーディネーター相談

（経営・財務・人材育成・販路開拓等について）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

２．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）　　　株式会社三鷹〇〇〇

・本店所在地　　　　三鷹市〇〇〇1-1-1〇〇ビル1F

３．設立する会社の資本額　　　300万円 （会社の場合）

４．事業の業種、内容

　　・業種　　飲食業

　　・内容　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

５．事業の開始時期　　　令和〇年　〇月　〇日

　※２～５は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。すでに事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

証明日　　　　　年　　月　　日

この欄は三鷹市が記入します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三鷹市長　　　　　　　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

**＜ご申請時に必要なもの＞**

**➀申請書、②ご住所が確認できる書類の写し、③（すでに事業を開始している方）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し**

**＊法人成りした方は、個人事業の開業届の写し及び履歴事項全部証明書の写しが必要です。**

**＊三鷹商工会の講座を受講した方は、「修了証書」が必要です。**

有効期限　令和　年　月　日まで